



CONTENTS

- 2026年10月1日から短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります..... 2・3
- 外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き..... 4
- 交通事故等で健康保険を使う場合は「第三者行為による傷病届」をご提出ください..... 5
- 健康保険委員へのご登録をお願いします..... 6
- 「スタイルアップ教室」・「ヨガ教室」申込書..... 7
- 「スタイルアップ教室」・「ヨガ教室」参加者募集..... 8



前橋市浄水場配水塔（前橋市）

近代水道百選のひとつ。給水塔は鉄骨造で、環状体の鉄筋コンクリート基礎に8本のラチス柱を立て水槽を支える構造になっている。

従業員50人以下の事業主の皆さまへ

2026年10月1日から短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります 保険料調整制度

※社会保険料とは、健康保険・厚生年金保険の保険料を指します。

どんな事業所が対象ですか？

以下の①または②の事業所が対象です。

①2026年10月1日以降対象となることができる事業所

2026年10月1日以降、任意特定適用事業所（労使の合意により、任意で短時間労働者（パート・アルバイトの方）を社会保険の加入対象とした適用事業所）になると、保険料調整制度の対象となります。
任意特定適用事業所となるための手続きは次ページをご覧ください。

※2026年9月30日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、保険料調整制度の対象外です。

②2027年10月1日以降、順次対象となる事業所

原則として、今後、社会保険の適用拡大により短時間労働者が加入対象となる事業所が対象です。

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

※従業員数とは、厚生年金の被保険者数（フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数）を指します。

どんな従業員が対象ですか？

以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

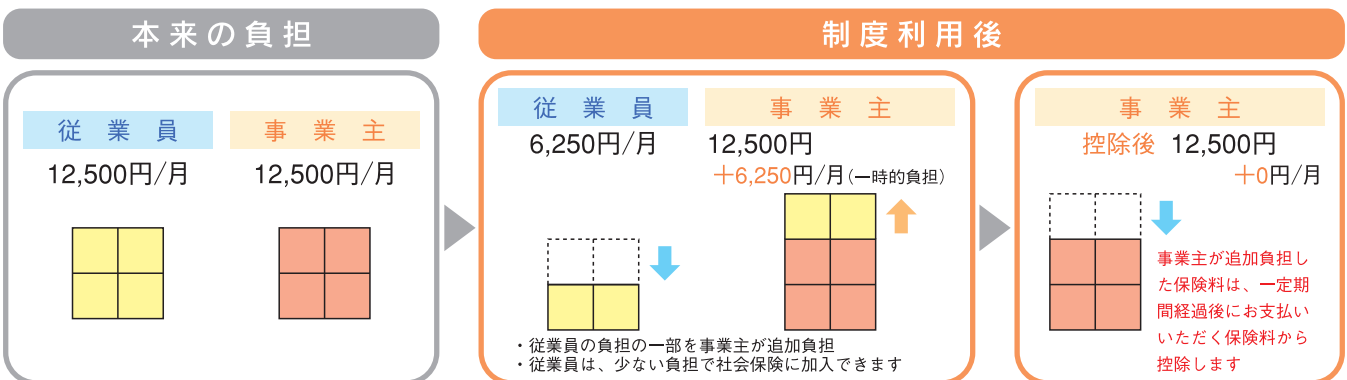
- ①週の所定労働時間が20時間以上
(フルタイムの3/4未満) ②月収が13万円未満
(標準報酬月額が12.6万円以下) ③学生ではない

どのような制度ですか？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。

●月収8.8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ

※これにおける保険料額はあくまでもイメージであり、実際の額とは異なります。



従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用3年目は割合が半減します。

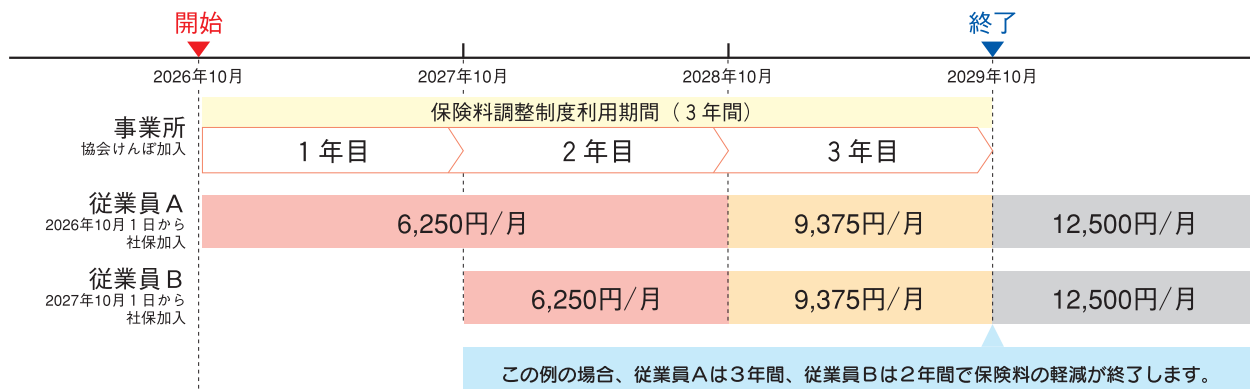
月収(円) (標準報酬月額)	9.3万未満 (8.8万以下)	9.3万～10.1万未満 (9.8万)	10.1万～10.7万未満 (10.4万)	10.7万～11.4万未満 (11万)	11.4万～12.2万未満 (11.8万)	12.2万～13万未満 (12.6万)
従業員：事業主(1・2年目)	25：75	30：70	36：64	41：59	45：55	48：52
従業員：事業主(3年目)	37.5：62.5	40：60	43：57	45.5：54.5	47.5：52.5	49：51

●制度の対象となる従業員が負担する社会保険料のイメージ

事業所が制度の利用を開始してから3年が経過した時点で、従業員の保険料の軽減は終了します。

2026年10月1日から制度を利用した事業所の例

※従業員A、Bの月収（標準報酬月額）は88,000円としています。



どのような手続きが必要ですか？

事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、開始申出をする必要があります。

提出物	保険料調整開始申出書
提出方法・提出先	事務センターへ郵送または管轄の年金事務所へ郵送／窓口持参（電子申請不可） ※健康保険組合に加入している場合は、組合にも提出が必要です。

「保険料調整開始申出書」の様式は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードできます。



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html>

2026年10月1日から保険料調整制度が利用できる

任意特定適用事業所となるための手続きについて

短時間労働者が働く時間を増やして社会保険に加入すると、企業経営に以下のようなメリットがあります。

1

人材の確保・定着の可能性が高まります

2

従業員の働く意欲の向上に繋がります

3

就業調整が不要になり、安定してシフトを組みやすくなります

従業員には、社会保険に加入すると年金や医療保険が充実することを伝え、加入の希望を聞きましょう。

任意特定適用事業所となるための手続き

同意対象者の2分の1以上の同意をとった上で、必要書類をご提出ください。

※同意対象者とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者を指します。

提出物	①任意特定適用事業所申出書 ②同意対象者の2分の1以上の同意を示す書類 ③短時間労働者に該当する方の被保険者資格取得届
提出方法・提出先	事務センターへ郵送または管轄の年金事務所へ郵送／窓口持参（電子申請も可能） ※健康保険組合に加入している場合は、組合にも提出が必要です。

手続きの詳細や届書様式に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ninitokuteiteikiyo.html>



電子申請に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



社会保険の適用拡大については
社会保険適用拡大特設サイトへ

社会保険 適用拡大

検索

または



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/>

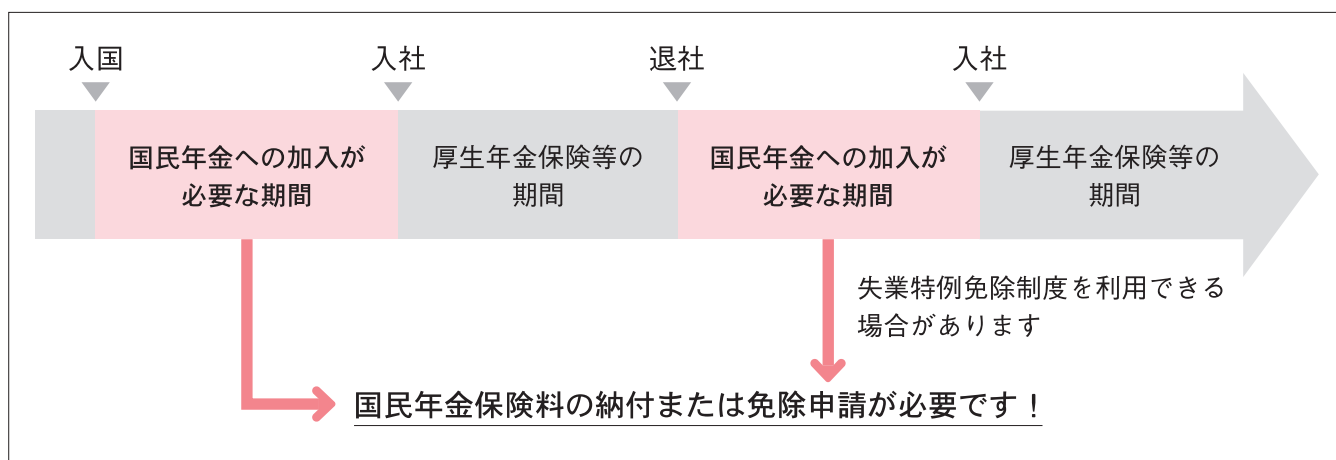
ご案内 外国籍の従業員のみなさまへ周知をお願いいたします

外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

外国籍の方が日本に入国し社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の加入者となり、保険料を納付する義務があります。

※社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格（特定技能）の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合がありますので、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。



入国の初年度など、日本国内で前年所得がない場合は、申請を行うことにより全額免除が認められます。

また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、免除が認められる場合があります。失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を添付する必要があります。

なお、国民年金保険料の免除申請は、紙による申請のほか、電子申請も可能です。

国民年金保険料の納付や免除制度及び電子申請についての詳細は、以下に記載のホームページをご確認ください。

（制度に関する詳細）



<https://www.nenkin.go.jp/>

（電子申請の詳細）



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

出入国在留管理庁ウェブサイトの「生活・就労ガイドブック」第7章年金・福祉に年金の説明があります。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



また、日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より詳しい年金の説明やお知らせを色々な国の言葉やわかりやすい日本語で読むことができます。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



交通事故等で

健康保険を使う場合は 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

第三者（相手方）の行為によって生じた傷病の治療費は、本来、相手方が負担するのが原則です。健康保険を使う場合は、協会けんぽが治療費を一時的に立て替えて支払うこととなり、後日相手方に請求するため、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

※届出をしていない場合、後日負傷原因を確認するお手紙が届く場合があります。

第三者行為とは？



他人からの暴力（けんか）



相手がいる交通事故
（同乗含む）



他人の飼い犬にかまれた等

他にも以下のようなケースも「第三者行為による傷病届」が必要です！

- ・ スキー場での接触事故
- ・ 自損事故車両に同乗（負傷した場合）
- ・ 飲食店等での食中毒

第三者行為による
傷病届はこちら→



※勤務中・通勤途中など、業務（お仕事）に起因するケガや病気は健康保険を使った治療はできません。

労働基準監督署にお問い合わせをお願いいたします。



各種申請は **電子申請** が便利です！



オンラインで
もっと手軽に！

〈一例〉
・ 傷病手当金
・ 任意継続資格取得申出書

- ✓ ほぼすべての申請が **スマホ等で完結！**
- ✓ 申請・郵送に要する手間・費用が軽減
- ✓ **申請後の処理状況もお手元で確認可能！**
- ✓ 制度の詳細を確認しながら申請（入力作業）ができます

詳しくは
こちら→



けんぽアプリからもご利用できます！

協会けんぽ 電子申請

検索

※電子申請の際はマイナンバーカードが必要です

健康保険委員へのご登録をお願いします

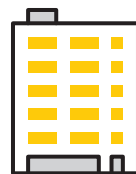
事業所様の窓口となっていただく方を健康保険委員として1社1名以上ご登録いただいております。

Q 健康保険委員は何をするのですか？

A 協会けんぽの制度周知や各種申請などの相談役、職場の健康づくり推進などをお願いしております。

Q 仕事が増えてしまうのでは…？

A ご案内する各種研修会の参加は強制ではありません。年会費・登録費も無料です。



協会けんぽ



事業所様

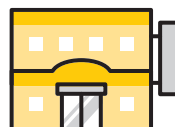
1. 健康保険制度や申請手続きのを解説した冊子を贈呈いたします。
2. 健康保険委員限定広報誌「けんぽ委員の輪」(年4回)をお届けします。
3. 年金委員との合同研修会に無料でご招待いたします。
4. 厚生労働大臣表彰などの表彰制度の対象となります。

ご登録は、申込用紙の郵送またはFAX、
またはWEBフォームにて受付けております。

申込用紙は
こちら→



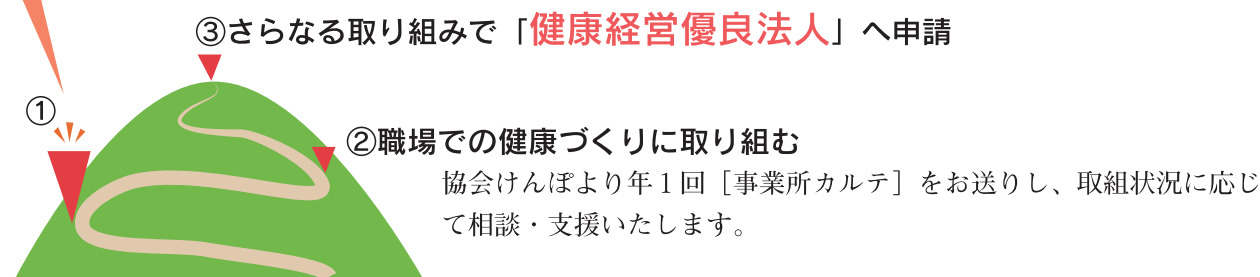
Web
フォームは
こちら→



生き活き健康事業所宣言

健康経営の第一歩に！

にエントリーしましょう！



健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な「健康経営®」を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度です。

「健康経営優良法人」認定には、「生き活き健康事業所宣言」の宣言が必須となります。

※健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

エントリーシートはこちらから
ダウンロードできます。
FAXまたはご郵送くだ
さい。



まずはエントリーして、社内外へ周知しましょう！（企業PR）
エントリーしますと、健康セミナーを無料で受講いただけます。
現在「生き活き健康事業所宣言」されている事業所数は1,748社
です。



全国健康保険協会
群馬支部

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gunma>

協会けんぽ 群馬 検索

〒371-8516
前橋市古市町1-50-22
JOMOスクエア 4階

☎ 027-896-5200(代表)

受付時間／8：30～17：15（土日祝日・年末年始を除く）

LINEお友だち
登録募集中！



スタイルアップ教室のお問い合わせ、お申し込みは 〒371-0025 前橋市紅雲町1-7-12 群馬県社会保険協会
電話 027-224-9191 FAX 027-224-3131

9月27日(日) 「スタイルアップ教室」申込書

申込期間：8月27日(木) から9月11日(金)

令和 年 月 日申込

希望する時間帯にレ点を

☐ ①午前10時～ ☐ ②午前11時～ ☐ どちらでもよい

(事業所所在地・名称)

所在地 〒

名 称

電話番号 (-) FAX (-)

参加代表者(氏名) 当日の連絡先電話番号(携帯番号) -)

健康保険証の記号	番 号	被 保 険 者 名

申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません

10月25日(日) 「ヨガ教室」申込書

申込期間：8月27日(木) から9月11日(金)

令和 年 月 日申込

希望する時間帯にレ点を

☐ ①午前10時～ ☐ ②午前11時～ ☐ どちらでもよい

(事業所所在地・名称)

所在地 〒

名 称

電話番号 (-) FAX (-)

参加代表者(氏名) 当日の連絡先電話番号(携帯番号) -)

健康保険証の記号	番 号	被 保 険 者 名

申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません

ヨガ教室のお問い合わせ、お申し込みは 〒371-0025 前橋市紅雲町1-7-12 群馬県社会保険協会
電話 027-224-9191 FAX 027-224-3131

「スタイルアップ教室」・「ヨガ教室」

参 加 者 募 集



会場：赤城自然園

〒379-1113 渋川市赤城町南赤城山892



〈スタイルアップ教室〉

～ウォーキングで姿勢改善
自然の中でリラックス～



レッスンを受ければ、心身の色々なものがデトックスされ、スタイルアップに繋がるかも。姿勢を変えて見た目年齢マイナス5歳を目指そう。

開催日	9月27日(日)
開催時間	①午前10時～ ②午前11時～
募集人員	各25名(先着順で受付します)
参加費	無料

〈ヨガ教室〉

～自然と繋がる森林ヨガセラピー～



森の中で鳥の声を聞き、風で肌を感じながら気持ちよく呼吸しましょう。ヨガは初めての方でも講師が優しくアドバイスします。

開催日	10月25日(日)
開催時間	①午前10時～ ②午前11時～
募集人員	各25名(先着順で受付します)
参加費	無料

申込期間 8月27日(木)から9月11日(金)必着

申込方法 社会保険ぐんま8・9月号7ページの「スタイルアップ教室」「ヨガ教室」申込書、又は協会ホームページより申込書を取得し、群馬県社会保険協会あてFAX又は郵送でお申し込みください。

- その他
- 1 お申込みは、各事業所3名以内とし、参加資格は、当協会会員事業所の被保険者とします。申込いただいた後、当協会より「参加受付について」をFAXいたします。また、定員に達した場合はご連絡いたします。
 - 2 各教室とも、敷物(レジャーシートやヨガマットなど)、タオル、水やスポーツ飲料などは各自でご用意ください。
 - 3 各教室の受講時間は50分程度です。受講後、赤城自然園を散策いただけます(自由行動)。
 - 4 雨天時は屋内施設にて開催いたします。
 - 5 各教室の重複申し込みはできません。

お問い合わせ先 一般財団法人群馬県社会保険協会 〒371-0025 前橋市紅雲町1-7-12

電話 027-224-9191 FAX 027-224-3131 (番号を確認の上送信をお願いします)